

(厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等の一部改正)

第五十条 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（平成二十七年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>一・二 (略)</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注8の厚生労働大臣が定める要件</p> <p>三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のトの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定すべき利用者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>三の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定すべき利用者 周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者</p> <p>ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定すべき利用者 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>三の四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のニの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者 次に掲げる基準のいずれにも適合する利用者</p> <p>イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。</p> <p>ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者の</p>	<p>一・二 (略)</p> <p>三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費の注6の厚生労働大臣が定める要件</p> <p>三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>三の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者</p> <p>(新設)</p>

に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。

四〇十三 (略)

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

十五 (略)

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間

(略)

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

十七〇十九 (略)

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注12の厚生労働大臣が定める状態

(略)

二十の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注13の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

次に掲げる基準のいずれにも適合する利用者

イ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であること。

ロ 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、介護職員、看護職員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、同意した上でサービスを受けている者（その家族等が説明を受け、同意した上でサービスを受けている者を含む。）であること。

四〇十三 (略)

十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

十五 (略)

十五の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注12の厚生労働大臣が定める期間

(略)

十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注13の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

十七〇十九 (略)

二十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注9の厚生労働大臣が定める状態

(略)

(新設)

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注19の厚生労働大臣が定める者
(略)

二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注22の厚生労働大臣が定める利用者
(略)

二十二の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注23の厚生労働大臣が定める利用者
連続して六十日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に

入所(指定居宅サービス等基準第百二十四条第三項各号に掲げる設備その他同項本文の規定により備えなければならない必要な設備及び備品等又は同条第四項若しくは第五項に規定する設備を利用する指定短期入所生活介護以外のサービスの提供を当該事業所において受けた場合を含む。)している利用者であつて、指定短期入所生活介護を受けているもの

二十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

二十三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者
(略)

二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2及びホ(1)から(7)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者
(略)

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注11、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注10及びホ(1)から(7)までの注10の厚生労働大臣が定める利用者

二十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注15の厚生労働大臣が定める者
(略)

二十二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費の注18の厚生労働大臣が定める利用者
(略)

(新設)

二十三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食
(略)

二十三の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者
(略)

二十四 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注2、ロ(1)から(5)までの注2、ハ(1)から(3)までの注2、ニ(1)から(4)までの注2及びホ(1)から(7)までの注2の厚生労働大臣が定める利用者
(略)

二十五 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注8、ロ(1)から(5)までの注8、ハ(1)から(3)までの注7、ニ(1)から(4)までの注4及びホ(1)から(7)までの注7の厚生労働大臣が定める利用者

(略)
二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護のイ(1)から(3)までの注13の厚生労働大臣が定める状態

(略)
二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護のイ(8)(二)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)
二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(7)の注、ロ(8)の注、ハ(6)の注及びホ(11)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)
二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注10の厚生労働大臣が定める期間

(略)
二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のヘの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)
三十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のトの注の厚生労働大臣が定める者

(略)
三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注6の厚生労働大臣が定める者

三十二 (略)

(略)
二十六 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護のイ(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める状態

(略)
二十七 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注、ニ(5)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
二十八 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護のイ(7)(二)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)
二十八の二 指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)
二十八の三 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める期間

(略)
二十九 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のホの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)
三十 指定居宅サービス介護給付費単位数表の特定施設入居者生活介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める者

(略)
三十一 指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

三十二 (略)

三十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注13の厚生労働大臣が定める状態
(略)

三十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注13の厚生労働大臣が定める区分
(略)

三十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注14の厚生労働大臣が定める状態
(略)

三十五の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注の注の厚生労働大臣が定める者

イ 認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者
周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者

ロ 認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五の二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者
イ 認知症専門ケア加算(I)を算定すべき利用者
周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者

ロ 認知症専門ケア加算(II)を算定すべき利用者
日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五の二の三 (略)
三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注7の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

三十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める状態
(略)

三十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注10の厚生労働大臣が定める区分
(略)

三十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注11の厚生労働大臣が定める状態
(略)

三十五の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注の注の厚生労働大臣が定める者

イ 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

ロ 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五の二の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の夜間対応型訪問介護費のハの注の厚生労働大臣が定める者
イ 日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

三十五の二の三 (略)
三十五の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注17の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注18の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

三十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注11の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のニの注1及び注2の厚生労働大臣が定める登録者

イ 認知症加算(I)、(II)又は(III)を算定すべき利用者

(略)

ロ 認知症加算(IV)を算定すべき利用者

(略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のチの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注10の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

(略)

三十五の四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注14の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十五の五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型通所介護費の注15の厚生労働大臣が定める利用者

(略)

三十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

三十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注9の厚生労働大臣が定める期間

(略)

三十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のニの注の厚生労働大臣が定める登録者

イ 認知症加算(I)を算定すべき利用者

(略)

ロ 認知症加算(II)を算定すべき利用者

(略)

三十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の小規模多機能型居宅介護費のチの注の厚生労働大臣が定める基準に適合している利用者

(略)

四十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費の注8の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応

型共同生活介護費のチの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十一の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型共同生活介護費のリの注の厚生労働大臣が定める者

周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者
四十一の三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のイの注9の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のニの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のヘの厚生労働大臣が定める者

(略)

四十三の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注15の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注19の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）

(略)

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注19の厚生労働大臣が定める者

(略)

型共同生活介護費のヘの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

四十一の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のイの注7の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のニの厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

(略)

四十三 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型特定施設入居者生活介護費のホの厚生労働大臣が定める者

(略)

四十三の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注13の厚生労働大臣が定める期間

(略)

四十四 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚、聴覚若しくは言語機能に障害のある者、知的障害者又は精神障害者（以下「視覚障害者等」という。）

(略)

四十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注17の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注22の厚生労働大臣が定める者

(略)

四十六の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のへの注及びトの注の厚生労働大臣が定める特別食

第十二号に規定する特別食

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のカの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のレの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のツの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のナの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十の二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のラの注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注15の厚生労働大臣が定める疾病等

四十六 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイからニまでの注20の厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

四十七 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のフの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

四十八 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のカの注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

四十九 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の夕の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

五十 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

五十一 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のイの注12の厚生労働大臣が定める疾病等

(略)
五十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のニの注1及び注2の厚生労働大臣が定める登録者

(略)
五十三・五十四 (略)

五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のヨの注の厚生労働大臣が定める状態

(略)
五十六 (略)

五十六の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める期間

(略)
五十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注19の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

(略)
五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注19の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注22の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十九の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのニの注及びホの注の厚生労働大臣が定める特別食
第十二号に規定する特別食

六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヲの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)
五十二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のニの注の厚生労働大臣が定める登録者

(略)
五十三・五十四 (略)

五十五 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の複合型サービス費のカの注の厚生労働大臣が定める状態

(略)
五十六 (略)

五十六の二 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)の介護福祉施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める期間

(略)
五十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する視覚障害者等

(略)
五十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める者

(略)
五十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注20の厚生労働大臣が定める者

(新設)
六十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのヅの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注1及び注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注レの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注ソの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注17の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十五の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の注及びホの注の厚生労働大臣が定める特別食

第十二号に規定する特別食

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのタ(2)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

六十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

六十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注カの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスの注ヨの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

(新設)

六十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注13の厚生労働大臣が定める者

(略)

六十五 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注15の厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者

(略)

(新設)

六十六 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

六十七 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのカ(2)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注1の厚生労働大臣が定める入所者

次のいずれかに該当する者

イ〜ニ (略)

ホ 慢性心不全が増悪した者

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

七十一及び七十二 削除

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービス

(略)

六十八 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注1の厚生労働大臣が定める入所者

次のいずれかに該当する者

イ〜ニ (略)

(新設)

六十九 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスの注の厚生労働大臣が定める機関

次のいずれかに該当する機関

イ 認知症疾患医療センター

ロ 認知症の鑑別診断等に係る専門医療機関

七十一 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注15、ロ(1)及び(2)の注12並びに(1)から(3)までの注10の厚生労働大臣が定める者

平成十七年九月一日から同月三十日までの間において、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)第十二条第三項第三号に掲げる厚生労働大臣の定める基準に基づき、入院患者が選定する特別な病室の提供を受けたことに伴い必要となる費用の額の支払を行っている者

七十二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービスのイ(1)の注、ロ(9)の注及びハ(10)の注の厚生労働大臣が定める療養食

第二十三号に規定する療養食

七十三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護療養施設サービス

ビスのチの注及びビリの注の厚生労働大臣が定める特別食

第十二号に規定する特別食

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注(2)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十四の三の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

七十四の四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費の注の注の厚生労働大臣が定める者

イ 認知症専門ケア加算(Ⅰ)を算定すべき利用者

周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者

ロ 認知症専門ケア加算(Ⅱ)を算定すべき利用者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

七十五〜八十三 (略)

八十三の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の注17の厚生労働大臣が定める利用者

連続して三十日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護

ビスのイ(14)の注及びロ(12)の注の厚生労働大臣が定める者

第三十号に規定する者

七十四 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

七十四の二 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注(2)の注の厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

七十四の三 指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護医療院サービスの注の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

七十四の三 (新設)

七十四の四 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号)別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表(以下「指定介護予防サービス介護給付費単位数表」という。)の介護予防訪問入浴介護費の注の注の厚生労働大臣が定める者

日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者

七十五〜八十三 (略)

(新設)

事業所に入所（指定介護予防サービス等基準第三百三十二条第三項各号に掲げる設備その他同項本文の規定により備えなければならない必要な設備及び備品等又は同条第四項若しくは第五項に規定する設備を利用する指定介護予防短期入所生活介護以外のサービスの提供を当該事業所において受けた場合を含む。）している利用者であつて、指定介護予防短期入所生活介護を受けているもの

八十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

八十四の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びホ(8)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(6)の注、ロ(7)の注、ハ(5)の注及びホ(10)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(7)(二)及びホ(9)ロの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

八十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注6の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十四 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のハの注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

八十四の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費の二の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十五 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(4)の注、ロ(5)の注、ハ(3)の注、ニ(4)の注及びホ(7)の注の厚生労働大臣が定める療養食

(略)

八十五の二 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(5)の注、ロ(6)の注、ハ(4)の注及びホ(9)の注の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十六 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(6)(二)及びホ(8)ロの厚生労働大臣が定めるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療

(略)

八十七 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防特定施設入居者生活介護費のハの厚生労働大臣が定める者

(略)

八十八 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費の注4の厚生労働大臣が定める者

(略)

八十九 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費の注4の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

（略）

九十 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のへの注の厚生労働大臣が定める者

（略）

九十一 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のトの注の厚生労働大臣が定める者

第四十一号の二に規定する者

八十九 指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）の介護予防認知症対応型通所介護費の注2の厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者

（略）

九十 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防認知症対応型共同生活介護費のホの注の厚生労働大臣が定める者

（略）

（新設）